

■厚生労働省標準規格について

- 医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。
- このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

■ICD10対応標準病名マスターについて

- 厚生労働省標準規格のうちの1規格
- 病名情報を医療情報システムで効率的に処理できることを目的として、病名表現の些細な違いを無くし、「1つの病気(疾患)」に「1病名表現、1病名コード」を実現するために作成された病名一覧表。
- 1病名表現ごとに、ICD-10が付与されている。
- 病名基本マスターの収載レコード数は、病名基本テーブル 25,458 件(削除区分レコードを含む)、修飾語テーブル 2,277 件、索引テーブル 103,244 件となっている。(平成29年6月時点)
- 2002年より、レセプト電算処理用傷病名マスターと統合。本マスターの「病名表記」と傷病名マスターの「傷病名基本名称」は完全一致し、相互の管理コードを収載。

ICD10対応標準病名マスター

■標準病名マスターへの収載作業

- Webサイトにおいて、医療機関、学会等からの要望を受付。
- 支払基金の下に「傷病名マスター検討委員会作業班」(病名作業班)※を設置し、処理方法を検討。
- 複数用語からの標準語採択や疑義解釈にあたっては、必要に応じて日本医学会分科会(用語管理委員)に確認依頼
- 年に2～4回、更新マスターをリリース。

※傷病名マスター検討委員会作業班

大江和彦(東京大学大学院医学系研究科医療情報経済学教授)他、臨床医数名、日医総研、支払基金等

ICD10対応標準病名マスター

標準病名マスターに付与するICD-10コードの妥当性を確認するため、標準病名マスター更新時に、新規、修正について、ICD室及びICD専門委員会、診療情報管理学会に照会。

